

甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正しました

[平成26年8月]

甲府地区広域行政事務組合消防本部では、昨年8月に京都府福知山市で発生した花火大会会場での火災を受け、対象火気器具等の取扱いに関する規程の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等を義務付けることを内容とした条例改正を行いました。

なお、この改正条例の施行は平成26年12月1日となります。

1 改正内容

(1) すべての催し(※1)での消火器の準備【条例第18条 他】

対象火気器具等(※2)を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するすべての催しで使用する場合に、迅速な初期消火作業と被害拡大防止の観点から、露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」といいます。）の開設の有無にかかわらず、「消火器(※3)の準備」を義務付けます。



※1 「すべての催し」とは、運動会、学園祭やPTAなどの学校行事、自治会など地域社会が行う祭りなどの一定の社会的広がりをもつものが含まれます。したがって、近隣者によるバーベキューや花見など個人的な行事は対象外となります。



← 【対象外】 →



※2 「対象火気器具等」とは、コンロなど火を使用する器具、またはその使用に際し火災の発生のおそれがある次の1～4の器具のことをいいます。

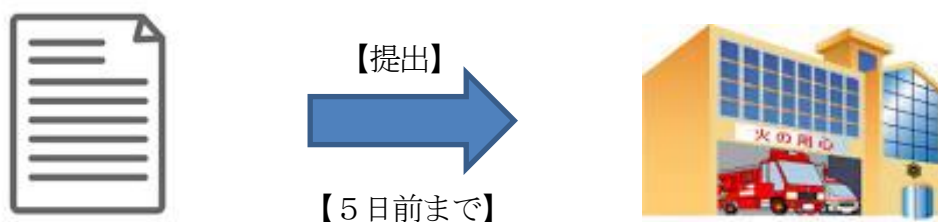
- 1 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガストーブなど）
- 2 液体燃料を使用する器具（自家発電機・石油ストーブなど）
- 3 固体燃料を使用する器具（薪ストーブ・かまどなど）
- 4 電気を熱源とする器具（電気コンロ・電気ストーブなど）



※3 「消火器」とは、「消火器の技術上の基準を定める省令」（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に定める消火器で、水バケツ・エアゾール式簡易消火器具及び住宅用消火器は該当しません。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令に従って点検された良好なものを使用して下さい。

(2) 火気を取扱う露店等を開設する場合の届出【条例第45条第6号】

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、管轄する消防署（消防機関）へ「露店等の開設届出書」（※4）を提出して下さい。



※ 「届出を行う者及び消火器を準備する者」は、露店等の関係者となります。当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等において、露店等の略図（消火器の配置図を含む）、「露店等一覧表」（※5）を添付し、露店等の開設届出書を開設する5日前までに作成して消防機関へ提出して下さい。なお、多数の露店が開設される場合、個々の露店主が個別に消防機関へ提出を行うのではなく、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて消防機関へ提出して下さい。

※4 「露店等の開設届出書」

Word



露店等の開設届出書.docx

PDF



露店等の開設届出書.pdf

※5 「露店等一覧表」

Word



露店等一覧表.docx

PDF



露店等一覧表.pdf

(3) 大規模な催し(※6)を「指定催し」とした防火管理等【条例42条の2・条例42条の3】

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、催しを指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催するものに通知するとともに、住民の皆様にも公示(※7)することとしました。

また、「指定催し」を主催する者には、次のことを義務付けます。

- 1 速やかに「防火担当者」(※8)を定めること。
- 2 「防火担当者」として選任された者に、「火災予防上必要な業務」(※9)に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせること。
- 3 指定催しを開催する14日前までに「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」(※10)を消防機関へ提出すること。

※6 大規模な催しとは...【平成26年甲府地区広域行政事務組合消防本部告示第3号】

- ・ 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上となる屋外での催しであること。

※7 公示の方法

- ・ 構成市町の掲示板、構成市町・消防本部のホームページで行います。



※8 「防火担当者」

- ・ 大規模な屋外催しで対象火気器具等を使用する場合には、会場に多くの人が集まり混雑が生じることで、火災発生時には消火及び避難が困難になり、被害を拡大させるおそれがあります。こうした催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築するため「指定催し」を主催する者に「防火担当者」の選任を義務付けます。
- ・ 「防火担当者」は、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成し、当該計画に従って「指定催し」の関係者に対し必要な指示を行います。

※9 火災予防上必要な業務とは・・・

- ・ 「防火担当者」その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・ 対象火気器具等を使用し、または危険物を取扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- ・ 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・ その他火災予防上必要な業務に関すること。

※10 「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」

Word



火災予防上必要な
業務に関する計画書

PDF



火災予防上必要な
業務に関する計

(4) 罰則【条例49条・条例50条】

「指定催し」を主催する者に対して、火災予防上必要な業務に関する計画を消防機関へ提出しなかった場合、罰則(※11)を科すことを決めました。

※11 罰則とは...

- ・ 当該「指定催し」を主催する者に対し、30万円以下の罰金を科すこととしました。